



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	公金事務の委託(小磯記念美術館)	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館	1
告示	公金事務の委託(神戸ゆかりの美術館)	文化スポーツ局博物館神戸ゆかりの美術館	2
告示	公金事務の委託(神戸市風見鶏の館)	文化スポーツ局文化財課	3
告示	公金事務の委託(神戸市立博物館のミュージアムグッズ)	文化スポーツ局博物館学芸課	4
告示	神戸市森林整備計画の公表	経済観光局農政計画課	5
告示	里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	6
告示	垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収事務	経済観光局農水産課	7
告示	指定公金事務取扱者の指定(特定非営利活動法人AFRIKCLEAN)	経済観光局新産業創造課	8
告示	計量法による定期検査に係る手数料の徴収事務の委託	地域協働局消費生活センター	9
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(赤坂自治会ほか)	地域協働局地域活性課	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	19
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	21
告示	公金事務の委託(神戸市立こうべ市民福祉交流センター)	福祉局政策課	22
告示	公金事務の委託(布施畑環境センター)	環境局業務課	23
告示	令和7年度神戸市一般廃棄物処理実施計画	環境局環境企画課	24
告示	芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約	環境局環境企画課	25
告示	港湾施設の供用開始及び廃止の告示(新港第1・2突堤)	港湾局経営課	26
告示	災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	危機管理室	27
告示	サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料の徴収事務の委託	建築住宅局政策課	28
告示	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託	健康局環境衛生課	29
告示	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料等の収納・徴収事務の委託	健康局環境衛生課	32
告示	自転車等放置禁止区域の変更についての告示(JR灘駅周辺・JR住吉駅周辺)	建設局東部建設事務所	33

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	都市公園内駐車場現金徴収及びキャッシュレス決済等業務委託	建設局公園部管理課	36
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道前開53号線)	建設局道路管理課	37
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道西神中央線)	建設局道路管理課	38
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	39
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可(3.5.86号 塩屋多井畑線(大谷北))	建設局道路工務課	53
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧(3.5.86号 塩屋多井畑線(大谷北))	建設局道路工務課	54
公告	農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	55
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(雲井通6丁目地区市街地再開発ビル)	経済観光局経済政策課	56
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(神戸御幸ビル商業施設)	経済観光局経済政策課	60
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ライフ長田店)	経済観光局経済政策課	62
公告	大石南町まちづくり協定の変更締結	都市局まち再生推進課	64
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	65
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	66
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託	交通局営業推進課	67
交通局	指定納付受託者の指定	交通局営業推進課	69
交通局	自動車事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務委託	交通局自動車部市バス運輸サービス課	70
選挙管理委員会	神戸市公職選挙執行規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局 選挙担当	71
人事委員会	労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則の制定	人事委員会事務局任用課	72
人事委員会	神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	人事委員会事務局任用課	74
保健所	保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	健康局保健所保健課	76

神戸市告示第2号

神戸市立小磯記念美術館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等および条例の定める事業に参加する際の負担金の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 株式会社インフィクリエ 代表取締役 柴田 松美
- (2) 事務所の所在地 神戸市中央区海岸通4-3-17

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年4月1日

神戸市告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、美術館に係る入館料等の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する（令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）」の経過措置を適用するため、改正前の政令の条項番号を記載）。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

- (1) 名 称 株式会社フィールズ 代表取締役 中山 徳子
- (2) 事務所の所在地 大阪市福島区福島3丁目7-39-611

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第4号

神戸市風見鶏の館等条例（以下「条例」という。）の規定に基づく神戸市風見鶏の館入館料の収納業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名
条例の規定に基づく神戸市風見鶏の館入館料の収納業務
- 2 指定公金事務取扱者
東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
株式会社日比谷花壇
代表取締役 宮島 浩彰
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年3月21日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 委託する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
条例第3条第1項の入館料
- 7 連絡先
担当 神戸市文化スポーツ局文化財課
電話 078(322)5798

神戸市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のように委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 名称 株式会社神戸北野美術館

(2) 所在地 神戸市中央区北野町1丁目5番7号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
神戸市立博物館ミュージアムグッズ等の売上代金

3 指定をした日

令和7年3月19日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第6号

神戸市森林整備計画を一部変更したので、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5第10項の規定により告示する。

なお、同法第6条第2項の規定による意見の申立てはなかった。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第7号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 変更認定する里づくり計画
上小名田里づくり計画
- 2 変更の内容
土地利用計画の変更

神戸市告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収事務を次の者に委託したので告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同上第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者

兵庫県西宮市神垣町5番30-201号

特定非営利活動法人 AFRIKCLEAN

代表者 理事 LUKUMWENA NSENDA

2 指定公金事務取扱者へ委託する公金事務の内容

アフリカ月間 in 神戸企画制作・実施運營業務に係る委託契約の仕様に定めるビジネスコンテスト開催にかかる渡航費の支援及び賞金の支出業務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和7年3月24日

4 指定公金事務取扱者への委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第10号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市指定定期検査機関が実施する定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

一般社団法人 神戸市計量士会

会長 奥田 啓二

神戸市中央区東町116の2

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、赤坂自治会、田栗谷東雲会、和田自治会、二ツ屋自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	赤坂自治会	田栗谷東雲会	和田自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡842番地の1	神戸市北区大沢町日西原763番地	神戸市西区押部谷町和田226番地の2
代表者の氏名	久森 一弘	石井 保行	藤本 吉一
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡716番地の1	神戸市北区大沢町日西原763番地	神戸市西区押部谷町和田294番地

名称	二ツ屋自治会
主たる事務所	神戸市西区二ツ屋1丁目9番1号
代表者の氏名	北井 達郎
代表者の住所	神戸市西区二ツ屋1丁目20番27号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 赤坂自治会 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋本 良幸	久森 一弘
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡340番地	神戸市西区岩岡町岩岡716番地の1

(2) 田栗谷東雲会 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区大沢町日西原933番地	神戸市北区大沢町日西原763番地
代表者の氏名	岩形 孝司	石井 保行
代表者の住所	神戸市北区大沢町日西原933番地	神戸市北区大沢町日西原763番地

(3) 和田自治会

令和7年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北井 嘉彦	藤本 吉一
代表者の住所	神戸市西区押部谷町和田332番地	神戸市西区押部谷町和田294番地

(4) ニツ屋自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	前田 利和	北井 達郎
代表者の住所	神戸市西区ニツ屋1丁目17番20号	神戸市西区ニツ屋1丁目20番27号

神戸市告示第12号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870603947	ケアスマイル アンジュ	兵庫県神戸市長田区腕塚町8-5-6	合同会社 an g e	兵庫県神戸市長田区腕塚町8-5-6	令和7年2月1日	訪問介護
2870703689	レイシャス・レーベンすばる	兵庫県神戸市須磨区大田町3丁目2-7	株式会社朱晴	兵庫県神戸市須磨区竜が台一丁目1-2-13-302	令和7年2月1日	介護予防支援
2870703689	レイシャス・レーベンすばる	兵庫県神戸市須磨区大田町3丁目2-7	株式会社朱晴	兵庫県神戸市須磨区竜が台一丁目1-2-13-302	令和7年2月1日	居宅介護支援
2870703697	よ～んなあ よ～んなあ	兵庫県神戸市須磨区菅の台5丁目1-1	特定非営利活動法人ゆいまーる神戸	兵庫県神戸市須磨区菅の台5丁目1-1	令和7年2月1日	通所介護
2870703705	ヘルパーステーション チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台五丁目22-32	合同会社チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台五丁目22-32	令和7年2月1日	訪問介護

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

2875104586	ケア 縁イ ト	兵庫県神戸 市中央区再 度筋町3番 1号	株式会社ね むの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通五丁 目7番7号	令和7年2 月1日	訪問介護
2875205516	ケアステー ション sol	兵庫県神戸 市西区水谷 3丁目 13-13 ダ イワ運送本 社ビル1階	Infini 株式 会社	兵庫県神戸 市北区松宮 台一丁目5 番地の18	令和7年2 月1日	訪問介護
2875205524	ケアステー ション み くる	兵庫県神戸 市西区池上 4丁目22- 4	クオリティ ライフ株式 会社	兵庫県神戸 市垂水区下 畑町498番 53	令和7年2 月1日	訪問介護

神戸市告示第13号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2860190525	訪問看護ステーション 甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15-7	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木一丁目1番3号	介護予防訪問看護	令和7年1月31日
2860190525	訪問看護ステーション 甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15-7	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木一丁目1番3号	訪問看護	令和7年1月31日
2860290085	かがやき訪問介護ステーション	兵庫県神戸市灘区深田町3丁目1-16-102 サンビラ六甲パートII	医療法人康雄会	兵庫県神戸市灘区備後町3丁目2-18	訪問介護	令和7年1月31日

神戸市告示第14号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2860290085	かがやき訪問介護ステーション	兵庫県神戸市灘区深田町3丁目1-16-102 サンビラ六甲パートⅡ	医療法人康雄会	兵庫県神戸市灘区備後町3丁目2-18	介護予防訪問サービス	令和7年1月31日
2890800515	リハビリデイサービス nagomi 本多聞店	兵庫県神戸市垂水区本多聞1-22-33	アンビコーポレーション株式会社	兵庫県神戸市須磨区潮見台町二丁目1番13-604号	介護予防通所サービス	令和7年1月31日

神戸市告示第15号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870703705	ヘルパーステーション チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台五丁目22-32	合同会社チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台五丁目22-32	令和7年2月1日	介護予防訪問サービス
2870703705	ヘルパーステーション チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台五丁目22-32	合同会社チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台五丁目22-32	令和7年2月1日	生活支援訪問サービス
2875104586	ケア 縁イト	兵庫県神戸市中央区再度筋町3番1号	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目7番7号	令和7年2月1日	介護予防訪問サービス
2875104586	ケア 縁イト	兵庫県神戸市中央区再度筋町3番1号	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目7番7号	令和7年2月1日	生活支援訪問サービス
2875205516	ケアステーション s o l	兵庫県神戸市西区水谷3丁目13-13 ダイワ運送本社ビル1階	I n f i n i 株式会社	兵庫県神戸市北区松宮台一丁目5番地の18	令和7年2月1日	介護予防訪問サービス

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

2875205524	ケアステーション みくる	兵庫県神戸市西区池上4丁目22-4	クオリティライフ株式会社	兵庫県神戸市垂水区下畑町498番53	令和7年2月1日	介護予防訪問サービス
2890600444	ディサービス和み鷹取	兵庫県神戸市長田区長楽町2丁目3番5号 カーム鷹取1F	株式会社和合	兵庫県神戸市長田区駒ケ林町五丁目17番10号 シティライフ2長田1F	令和7年2月1日	介護予防通所サービス
2895200562	OneOneOne レインボー	兵庫県神戸市西区狩場台一丁目50-4	株式会社OneOneOne OneOneレインボー	兵庫県神戸市西区狩場台一丁目50番地の4	令和7年2月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第16号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2875204287	絆	兵庫県神戸市西区美賀多台2丁目14-13	株式会社 N・Tケアコーポレーション	兵庫県神戸市西区竹の台4丁目13の4	地域密着型通所介護	令和7年1月31日
2890800515	リハビリデイサービス nagomi 本多聞店	兵庫県神戸市垂水区本多聞1-22-33	アンビコーポレーション株式会社	兵庫県神戸市須磨区潮見台町二丁目1番13-604号	地域密着型通所介護	令和7年1月31日

神戸市告示第17号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600444	ディサービス和み鷹取	兵庫県神戸市長田区長楽町2丁目3番5号 カーム鷹取1F	株式会社和合	兵庫県神戸市長田区駒ケ林町五丁目17番10号 シティライフ21長田1F	令和7年2月1日	地域密着型通所介護
2890700442	特別養護老人ホームふたばサテライトやまもも	兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目63-1	社会福祉法人駒どり	兵庫県神戸市長田区二葉町五丁目1番1-101号	令和7年2月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2895200562	OneOneOneレインボー	兵庫県神戸市西区狩場台一丁目50-4	株式会社OneOneOneレインボー	兵庫県神戸市西区狩場台一丁目50番地の4	令和7年2月1日	地域密着型通所介護

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市告示第18号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション I Y A S A K A神戸中 央	神戸市中央区坂口通7丁目2番16号	令和7年2月1日
訪問看護ステーション すもも	神戸市灘区城内通1丁目8番7号	令和7年3月1日

神戸市告示第19号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
なごみケア	神戸市西区伊川谷町有瀬39番18号	株式会社 ハートウォーミング	神戸市西区伊川谷町有瀬39番18号	令和7年 2月28日	訪問介護 介護予防訪問 介護 訪問型サービス (独自)

神戸市告示第20号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
理事長 玉田 敏郎

(2) 事務所の所在地 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年12月13日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年3月24日

5 委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

条例別表（第8条関係）(1)、(3)、(4)の使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市福祉局政策課

(2) 電話 078 (322) 5197

神戸市告示21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤定 孝光
- 2 委託内容
布施畑環境センターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和7年3月5日
- 4 委託年月日
令和7年4月1日

神戸市告示第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和7年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、芦屋市の可燃ごみ処理事務を受託することとしたので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 芦屋市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、芦屋市の負担とする。

2 前項の委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。

この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市長に送付しなければならない。

（予算への計上）

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

（補則）

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。

神戸市告示第24号

次の港湾施設は、令和7年4月1日から供用を開始した。

また、次の港湾施設について、令和7年4月1日限り、その一部の供用を廃止した。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する港湾施設

緑地

名称	位置	規模
新港第1・2突堤親水緑地	中央区新港町	一式

道路

名称	位置	延長	幅員
新港第2突堤線(1)	中央区新港町	46.70m	最小 25.80m 最大 29.46m

2 供用を廃止する港湾施設

物揚場

名称	位置	延長	幅
新港第1～2突堤間物揚場	中央区新港町	143m	10m

神戸市告示第25号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により、指定緊急避難場所を指定したので、第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定

① 指定日

令和7年4月1日

② 指定内容

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
福住小学校グラウンド	神戸市灘区福住通7丁目1番1号				1	1	○
神戸高校グラウンド	神戸市灘区城の下通1丁目5番1号				1	1	○
稗田小学校グラウンド	神戸市灘区岸地通4丁目2番1号				1	1	○
上野中学校グラウンド	神戸市灘区国玉通1丁目1番1号				1	1	○
灘丸山公園	神戸市灘区五毛丸山				1	1	
葺合中学校グラウンド	神戸市中央区熊内町1丁目4番28号				1	1	○
春日野公園	神戸市中央区宮本通7丁目2番17号				1	1	
王子南公園	神戸市中央区宮本通1丁目2番17号				1	1	

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

神戸市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
日本生命三宮駅前ビル7階
公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
理事長 柴田 和弘
- 2 委託する公金事務の概要
サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和6年6月19日
- 4 委託年月日
令和7年4月1日

神戸市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定をした日

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
松嶋周一	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目4番6号 シャトー御影 405	令和7年3月17日
株式会社ラポール動物病院 代表取締役 古林直人	神戸市東灘区御影中町7丁目6番18号 For life 御影1F	令和7年3月17日
有限会社神戸ピア動物病院 代表取締役 長田雅昭	神戸市東灘区甲南町2丁目8番9号 COZYCOURT 甲南1F	令和7年3月17日
橋本正彦	神戸市東灘区北青木2丁目8番13号	令和7年3月17日
山田苗穂子	神戸市東灘区本山北町3丁目3番1号	令和7年3月17日
下里卓司	神戸市灘区岩屋北町1丁目5番25号	令和7年3月17日
株式会社ベックジャパン 代表取締役 金井孝夫	東京都渋谷区恵比寿西2丁目19番9号 SGビル	令和7年3月17日
廣畑佳宏	神戸市灘区篠原本町1丁目5番1号	令和7年3月17日
有限会社ペット・プラザ 代表取締役 西山佳孝	神戸市須磨区千歳町4丁目3番33号 ヤマキビル3階	令和7年3月17日
松田修	神戸市灘区神ノ木通3丁目6番30号	令和7年3月17日
株式会社アニマルプラス 代表取締役 西村賢治	神戸市中央区港島南町1丁目5番2号 神戸キメックセンタービル5F	令和7年3月17日
河南利幸	神戸市灘区篠原南町1丁目5番17号 メゾン六甲篠原 603	令和7年3月17日
ヒピスケア合同会社 代表社員 平山健太郎	神戸市中央区坂口通4丁目2番21号	令和7年3月17日
合同会社チェルシー動物病院 代表社員 戸谷哲也	神戸市中央区楠町6丁目3番9号	令和7年3月17日
大谷英之	神戸市中央区熊内橋通6丁目1番3号 ワコーレ新神戸ステーションリブリエ 406	令和7年3月17日
三原悠子	姫路市勝原区丁163番地の11	令和7年3月17日
株式会社ベッツワークス 代表取締役 徳永一徹	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目20番 ライオンズマンション鈴蘭台参番館 105	令和7年3月17日
長谷川俊成	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目2番10号 ポリアンサローズ 店舗 103	令和7年3月17日

中野綾子	神戸市北区鈴蘭台南町3丁目9番3号 アパルトマンサンクフォイユ 102号室	令和7年3月17日
牧田良満	神戸市垂水区青山台1丁目10番4号	令和7年3月17日
三木加奈美	神戸市垂水区舞子台8丁目6番3号	令和7年3月17日
渡邊美緒	神戸市西区小山2丁目10番2号	令和7年3月17日
株式会社うね動物病院 代表取締役 宇根良馬	明石市大久保町茜1丁目11番14号	令和7年3月17日
中村慎一郎	明石市大久保町高丘3丁目7番14号	令和7年3月17日
株式会社セントラルDコーポ レーション 代表取締役 中村真人	明石市魚住町清水 588番地の12	令和7年3月17日
有限会社魚住動物病院 代表取締役 石原義弘	明石市魚住町長坂寺 441番地の11	令和7年3月17日
松尾史朗	明石市上ノ丸3丁目12番5号	令和7年3月17日
伊藤健介	明石市西明石西町1丁目7番6号	令和7年3月17日
株式会社ゾネブルム 代表取締役 川邊史朗	明石市大蔵町 24番24号	令和7年3月17日
横山隆一	明石市朝霧台 3776番地の27	令和7年3月17日
円橋健三	明石市東野町9番3号	令和7年3月17日
株式会社秋桜 代表取締役 小川篤史	明石市藤江 996番地の1	令和7年3月17日
高橋圭吾	明石市明南町1丁目1番1号	令和7年3月17日
岩崎泰彦	兵庫県芦屋市打出小槌町9番1号	令和7年3月17日
飯盛真生	兵庫県芦屋市南宮町12番24号	令和7年3月17日
西澤貴仁	兵庫県芦屋市春日町12番11号	令和7年3月17日
藤田大介	兵庫県芦屋市春日町4番8号	令和7年3月17日
合同会社マール動物診療室 代表社員 二宮光	兵庫県芦屋市津知町2番21号	令和7年3月17日
石本高司	兵庫県三田市福島 476番地	令和7年3月17日
竹内亮二	兵庫県三田市東本庄 3160番地	令和7年3月17日
日研産業株式会社 代表取締役 菅野信二	兵庫県三田市駅前町12番9号	令和7年3月17日
常澤まゆみ	兵庫県三田市相生町26番41号	令和7年3月17日
株式会社m&m vet 代表取締役 松本恵	神戸市中央区山本通3丁目3番23号 クリスタルハイツ1F	令和7年3月17日
向山徹	明石市桜町12番25号 プレステージ明石駅前 2-605号	令和7年3月17日
ユメファクトリー株式会社 代表取締役 藤村淳	明石市大久保町高丘2丁目4番11号	令和7年3月17日

ペットファースト株式会社 代表取締役 正宗伸麻	東京都目黒区目黒1丁目24番12号 オリックス目黒ビル9階	令和7年3月17日
岩崎大樹	兵庫県明石市明南町2丁目16番16号 エアフォルク A202	令和6年6月12日
株式会社エルザクライス 代表取締役 長谷宜勇	兵庫県姫路市下手野1丁目110番地の1	令和6年10月3日
松崎美果	神戸市東灘区本山南町7丁目4番33号 レステルレ・モトヤマ 304	令和6年11月21日
有限会社みみ動物病院 代表取締役 鶴岡浩志	神戸市東灘区住吉宮町3丁目14番20号	令和7年3月17日
株式会社 ACSVet 代表取締役 山崎智輝	神戸市中央区中山手通4丁目3番6号	令和7年3月17日
イオンペット株式会社 代表取締役社長 米津一郎	千葉県市川市南八幡4丁目17番8号 Jプロ本八幡ビル1階	令和7年3月17日

2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料

3 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日

神戸市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収・収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 公益社団法人神戸市獣医師会 会長 中島克元
神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号 三宮ベンチャービル525
- (2) 株式会社電算システム 代表取締役 高橋譲太
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年3月18日

3 指定公金事務取扱者に委託した徴収または収納事務に係る歳入の種類

犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料

3 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

神戸市告示第29号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第9条第1項の規定により、指定した自転車等放置禁止区域を同条第4項において準用する同条第2項により、禁止区域の変更を告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

効力発生年月日	名 称	区 域
令和7年4月1日	J R 灘駅周辺自転車等放置禁止区域	別図のとおり
	J R 住吉駅周辺自転車等放置禁止区域	

J R 灘駅周辺
自転車等放置
禁止区域図



別図

凡例

-  従来の自転車等
放置禁止区域
-  今回、拡大する
放置禁止区域

J R住吉駅周辺
自転車等放置
禁止区域図



別図

凡例

-  従来の自転車等
放置禁止区域
-  今回、廃止する
放置禁止区域

神戸市告示第30号

西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園における現金徴収及びキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者
神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 小針 宏之
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
都市公園内駐車場（西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園）使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者との契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定日及び委託日
令和7年3月4日

神戸市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	前開53号線	神戸市西区伊川谷町前開自分ノ内山1432番4地先から 神戸市西区伊川谷町前開字自分ノ内山1414番2地先まで	150.00	最大 8.00 最小 5.00

神戸市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西神中央線	神戸市西区押部谷町木津字 根土40番1地先から 神戸市西区押部谷町木津字 根土27番8地先まで	新	1.50	最大 21.90 最小 21.90
			旧	1.50	最大 20.00 最小 20.00

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年3月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市北区道場町 中嶋 正哲	三田市弥生が丘 大前 元彦	北区道場町塩田字灯籠ノ下 738-1 北区道場町塩田字灯籠ノ下 738-2 北区道場町塩田字灯籠ノ下 738-3 北区道場町塩田字蔵前 1245-1 北区道場町塩田字蔵前 1245-2	田 365 田 146 田 474 田 952 田 208	本公告日 令和9年12月31日	2,594円/1筆 1,038円/1筆 3,368円/1筆 8,207円/1筆 1,793円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区大沢町 石井 孝雄	神戸市北区大沢町 清水 悦夫	北区大沢町神付字新田 1362 北区大沢町神付字新田 1363	田 2,046 田 3,769	本公告日 令和11年12月31日	20,460円/1筆 37,690円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 平谷 昌夫	西宮市山口町 下浦 久美子 神戸市北区八多町 下浦 順子	北区八多町附物字中島 1708	田 800	本公告日 令和11年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 佐藤 麻由美	神戸市北区山田町 小田 勝也	北区山田町原野字樋詰 14	田 228	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区有野町 温井 孝洋	神戸市北区有野町 古家 恭彦	北区有野町二郎字岩ノ本 81-1 北区有野町二郎字岩之本 82-1 北区有野町二郎字松本 161-1 北区有野町二郎字松本 163	田 1,193 田 228 田 730 田 803	本公告日 令和16年12月31日	11,930円/1筆 2,280円/1筆 7,300円/1筆 8,030円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区有野町 温井 孝洋	神戸市北区有野町 滑浦 均	北区有野町二郎字松本 159-1 北区有野町二郎字松本 159-3	田 1,223 田 476	本公告日 令和16年12月31日	12,230円/1筆 4,760円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市北区有野町 温井 孝洋	神戸市北区有野町 西 弘晃	北区有野町二郎字堂野 266 北区有野町二郎字堂野 272-1 北区有野町二郎字堂野 273-1 北区有野町二郎字堂野 277-1 北区有野町二郎字堂野 277-3 北区有野町二郎字庵野 283-1 北区有野町二郎字庵野 284	田 634 田 644 田 654 田 621 田 267 田 925 田 211	本公告日 令和16年12月31日	6,340円／1筆 6,440円／1筆 6,540円／1筆 6,210円／1筆 2,670円／1筆 9,250円／1筆 2,110円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区有野町 温井 孝洋	神戸市北区有野町 前中 紀子	北区有野町二郎字堂野 270	田 1,457	本公告日 令和16年12月31日	14,570円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区道場町 上野 剛詩	神戸市北区道場町 上野 良作	北区道場町平田字五計代 124-1 北区道場町平田字五計代 124-2 北区道場町平田字五計代 124-3 北区道場町平田字五計代 125-1 北区道場町平田字五計代 125-2 北区道場町平田字五計代 125-3 北区道場町平田字八反田 300-1 北区道場町平田字西垣内 707 北区道場町平田字西垣内 708 北区道場町平田字西垣内 716	田 1,723 田 280 田 867 田 1,310 田 236 田 879 田 1,326 田 426 田 628 田 1,497	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 下浦 能尚	大阪府豊中市長興寺南 北奥 巖	北区道場町平田字溝迎 619 北区道場町平田字溝迎 620-1 北区道場町平田字溝迎 620-2 北区道場町平田字溝迎 621-1 北区道場町平田字溝迎 621-2 北区道場町平田字南垣内 650	田 1,038 田 275 田 2,08 田 140 田 120 田 2,215の内2,135	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 木下 健二	神戸市北区道場町 木下 博司	北区道場町塩田字東城谷 1138	田 2,171	令和7年4月1日 令和16年12月31日	23,881円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市北区上津台 小西 雄一郎	神戸市北区大沢町 上田 豊子	北区大沢町上大沢字善入上 2235- 1	田 1, 838の内1, 400	本公告日 令和16年12月31日	10, 000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
三田市狭間が丘 久山 敬二	三田市高次 親谷 知佐子	北区長尾町上津字奥井 5379 北区長尾町上津字奥井 5380	田 650 田 1, 406	本公告日 令和16年12月31日	2, 500円／1筆 5, 500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市須磨区神の谷 嶋田 広子	明石市大久保町 戸田 陽雄	西区平野町向井字東谷 675	田 74	令和7年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市須磨区神の谷 嶋田 広子	神戸市西区中野 戸田 正苗	西区平野町向井字東谷 676	田 879	令和7年4月1日 令和8年3月31日	14, 000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区青山台 HOPKIN SEAN PAUL ホプキン ショーン	神戸市西区井吹台 芦田 賢太郎	西区神出町紫合字尾崎 30- 2	田 1, 265	令和7年4月1日 令和8年3月31日	12, 000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
尼崎市水堂町 宮岡 雄一	加古郡播磨町 長尾 高明	西区伊川谷町井吹字前ノ谷 393- 1	田 598	令和7年4月1日 令和10年3月31日	20, 000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 藤田 隆美	神戸市西区押部谷町 藤田 新之	西区押部谷町細田字平町 1063- 1	田 742の内532	本公告日 令和10年3月31日	1, 000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 楠本 俊裕	神戸市西区伊川谷町 石本 修一	西区伊川谷町前開字松本坊 188 西区伊川谷町前開字松本坊 189	田 1, 439 田 1, 570	令和7年4月1日 令和12年3月31日	15, 000円／1筆 15, 000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 山岡 鉄治	神戸市西区伊川谷町 榎原 秀樹	西区伊川谷町前開字縄手 916 西区伊川谷町前開字三ツ谷 1774 西区伊川谷町前開字三ツ谷 1779 西区伊川谷町前開字三ツ谷 1781	田 1, 502 田 1, 328 田 835 田 1, 663	令和7年4月1日 令和12年3月31日	玄米60kg／1筆 玄米30kg／1筆 玄米30kg／1筆 玄米60kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 財田 和明	西区押部谷町福住字下川原 756- 1 西区押部谷町福住字下川原 756- 2	田 586 畑 1, 468	令和7年4月1日 令和12年3月31日	6, 277円／1筆 15, 723円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市西区押部谷町福住628-370 合同会社陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	神戸市西区押部谷町 岩本 正夫	西区押部谷町西盛字下津井 397 西区押部谷町西盛字向井 788-1	田 1,726 田 1,003	令和7年4月1日 令和12年3月31日	25,299円／1筆 14,701円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 光富 吉友	神戸市西区押部谷町 川本 賢洋	西区押部谷町高和字手古 495 西区押部谷町高和字堂西 1287-1	田 3,021 田 2,067	令和7年4月1日 令和12年3月31日	30,210円／1筆 20,670円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川本 享秀	神戸市西区押部谷町 藤本 節郎	西区押部谷町高和字手古 501	田 3,007	令和7年4月1日 令和12年3月31日	30,070円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台 三ツ江 泰啓	神戸市西区押部谷町 寺口 長雄	西区押部谷町高和字手古 505	田 3,005	令和7年4月1日 令和12年3月31日	30,050円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 松下 栄美	神戸市西区押部谷町 川本 賢洋	西区押部谷町高和字溝田 571	田 1,435	令和7年4月1日 令和12年3月31日	14,350円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区榎野台 多鹿 博之	神戸市北区花山中尾台 池田 建人	西区押部谷町高和字溝田 599-1 西区押部谷町高和字孫市 648	田 1,112 田 3,104	令和7年4月1日 令和12年3月31日	11,120円／1筆 31,040円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台 三ツ江 泰啓	神戸市北区花山中尾台 池田 建人	西区押部谷町高和字溝田 601 西区押部谷町高和字溝田 613-1 西区押部谷町高和字溝田 613-2 西区押部谷町高和字孫市 640	田 2,222 田 2,540 田 600 田 1,460	令和7年4月1日 令和12年3月31日	22,220円／1筆 25,400円／1筆 6,000円／1筆 14,600円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 藤本 広恵	神戸市北区花山中尾台 池田 建人	西区押部谷町高和字大坪 789	田 3,023	令和7年4月1日 令和12年3月31日	30,230円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 光富 吉友	神戸市西区押部谷町 藤本 博之	西区押部谷町高和字駕垣内 859 西区押部谷町高和字下司垣内 1031 西区押部谷町高和字下司垣内 1033-1 西区押部谷町高和字下司垣内 1033-2 西区押部谷町高和字堂西 1284	田 2,745 田 2,187 田 482 田 2,651 田 2,272	令和7年4月1日 令和12年3月31日	27,450円／1筆 21,870円／1筆 4,820円／1筆 26,510円／1筆 22,720円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市西区押部谷町 武川 泰之	神戸市西区押部谷町 藤本 博之	西区押部谷町高和字奥ノ坊 1451	田 2,864	令和7年4月1日 令和12年3月31日	28,640円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台 芦田 賢太郎	神戸市垂水区泉ヶ丘 松下 松治	西区神出町田井字ヌタノ池 763-1 西区神出町田井字ヌタノ池 764-3 西区神出町宝勢字谷北 3987 西区神出町宝勢字谷北 3997	田 2,111 田 533 田 1,568 田 349	令和7年4月1日 令和12年3月31日	23,221円／1筆 5,863円／1筆 17,248円／1筆 3,839円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市兵庫区石井町 高原 崇	神戸市西区神出町 西馬 重治	西区神出町紫合字中筋 360	田 1,972	令和7年4月1日 令和12年3月31日	30,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区井吹台 芦田 賢太郎	神戸市西区神出町 西馬 幸子	西区神出町紫合字南手中 531-16	田 1,207	令和7年4月1日 令和12年3月31日	14,001円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区井吹台 芦田 賢太郎	神戸市西区伊川谷町 三浦 慎	西区神出町宝勢字下場西筋 2220	田 2,276	令和7年4月1日 令和12年3月31日	22,760円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 藤原 秀旨	神戸市西区岩岡町 後藤 志津子	西区岩岡町岩岡字前場 2507-1 西区岩岡町岩岡字前場 2508 西区岩岡町岩岡字前場 2509-2	田 676 田 735 畑 484	令和7年4月1日 令和12年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 普通畑として利用	
神戸市西区岩岡町 芝地 建吾	神戸市西区岩岡町 松江 晴美	西区岩岡町岩岡字前場 2582 西区岩岡町岩岡字前場 2586-2	田 1,867 田 2,102	令和7年4月1日 令和12年3月31日	18,000円／1筆 22,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区小東山 増田 幸市	神戸市西区押部谷町 岡野 弘	西区押部谷町和田字西ノ谷 779	田 244	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三譚 康嗣	神戸市西区伊川谷町 古畑 秀三	西区伊川谷町前開字古畑 135 西区伊川谷町前開字古畑 136	田 1,843 田 1,422	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 定連 仁	神戸市須磨区白川 古東 修	西区伊川谷町小寺字定連 41-1 西区伊川谷町小寺字上カイ 154	田 2,372 田 980	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市西区伊川谷町 定連 仁	神戸市西区伊川谷町 金月 孝弘	西区伊川谷町小寺字上ノカイテ 400	田 1,057	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 大中 優義	神戸市西区押部谷町 藤田 芳子	西区押部谷町押部字今井 797	田 1,151	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区舞多聞 海川 健太郎	神戸市西区押部谷町 上谷 寛治	西区押部谷町西盛字北垣内 204-1 西区押部谷町西盛字池之下 457	田 156 田 2,004	令和7年4月2日 令和17年3月31日	10,000円／1筆 120,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 上谷 明	神戸市西区押部谷町 藤谷 茂	西区押部谷町西盛字大垣内 340-1 西区押部谷町西盛字池之下 460-1	田 1,068 田 1,127	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,680円／1筆 11,270円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 山本 睦	神戸市西区押部谷町 藤谷 茂	西区押部谷町西盛字職垣内 721-1	田 1,916	令和7年4月1日 令和17年3月31日	19,160円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台 三ツ江 泰啓	神戸市西区押部谷町 池田 淳司	西区押部谷町高和字溝田 591-1 西区押部谷町高和字孫市 649	田 1,360 田 3,168	令和7年4月1日 令和17年3月31日	13,600円／1筆 31,600円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区檜野台 多鹿 博之	神戸市西区押部谷町 池田 淳司	西区押部谷町高和字西山ノ下 616-1 西区押部谷町高和字西山ノ下 617-1	田 661 田 641	令和7年4月1日 令和17年3月31日	6,600円／1筆 6,400円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 寺口 智子	神戸市西区押部谷町 池田 美津子	西区押部谷町高和字西山ノ下 622-1	田 527	令和7年4月1日 令和17年3月31日	5,200円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	神戸市須磨区高倉台 繁田 和彦	西区押部谷町高和字萱本 1134	田 323	令和7年4月1日 令和17年3月31日	3,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区桜が丘 北井 健久	神戸市西区押部谷町 藤本 正徳	西区押部谷町和田字谷合 252 西区押部谷町和田字山ノ下 386-1 西区押部谷町和田字山ノ下 386-2 西区押部谷町和田字内町 589	田 1,050 田 1,794 田 1,008 田 1,661	令和7年4月1日 令和17年3月31日	4,200円／1筆 玄米30kg／1筆 7,171円／1筆 玄米38.42kg／1筆 4,029円／1筆 玄米21.52kg／1筆 6,640円／1筆 玄米30kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額及び全量を甲の住所へ持参する。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市西区枝吉 森田 守	神戸市西区押部谷町 藤本 美明	西区押部谷町和田字山ノ下 374 西区押部谷町和田字山ノ下 377 西区押部谷町和田字内町 1036	田 2,950 田 1,502 田 1,194	令和7年4月1日 令和17年3月31日	44,250円／1筆 22,530円／1筆 8,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区桜が丘 北井 健久	神戸市西区押部谷町 北井 利治	西区押部谷町和田字山ノ下 399	田 235	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区桜が丘 北井 健久	神戸市西区押部谷町 藤本 政尊	西区押部谷町和田字内町 587 西区押部谷町和田字上古野 631	田 742 田 1,025	令和7年4月1日 令和17年3月31日	玄米30kg／1筆 玄米30kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区枝吉 森田 守	神戸市西区押部谷町 北井 武男	西区押部谷町和田字内町 1011 西区押部谷町和田字内町 1052	田 768 畑 393	令和7年4月1日 令和17年3月31日	11,500円／1筆 5,800円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	姫路市広畑区小坂 政井 修	西区平野町堅田字北西山 1155	田 430	令和7年4月1日 令和17年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	賃借料 物			
			認定面積 ㎡					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区長尾町 善入 大介	北区長尾町上津字杭ケ内 4778	田 1,352	令和7年4月1日 令和17年3月31日	13,520円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度2月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
		北区長尾町上津字杭ケ内 4788	田 1,387					
神戸市北區大沢町 石井 孝雄	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	北区長尾町上津字杭ケ内 4789	田 2,024	令和7年4月1日 令和17年3月31日	20,240円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度1月中旬に甲 の指定する方法で 支払う。
		北区長尾町上津字杭ケ内 4793	田 2,414 2,383					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市須磨区西落合 上山 寛三	北区淡河町淡河字宮田 2330	田 2,075	令和7年4月1日 令和17年3月31日	15,500円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
		北区淡河町淡河字宮田 2347	田 1,488					
神戸市北區淡河町 富澤 希望	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北區八多町 鷺尾 厚代 大阪府東大阪市長堂 鷺尾 崇 加東市社 迫田 幸子	北区八多町附物字小路畑谷 1612	田 1,944	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
		北区八多町附物字北ノ坊 1635	田 2,029					
神戸市北區八多町 北岡 幹喜男	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西宮市樋之池町 北野 将太郎	北区淡河町萩原字山崎 1526	田 3,244	令和7年4月1日 令和17年3月31日	15,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。
		北区淡河町萩原字堂ノ西 1612	田 2,943					
神戸市北區淡河町 石井 俊也	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲 の指定する方法で 支払う。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区道場町 山村 颯治	北区道場町日下部字九頭ノ森 391	田 1,941	令和7年4月1日 令和27年3月31日	26,040円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
西宮市山口町 加藤 悠太	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 山本 孝英	西区伊川谷町前開字安養坊 287	田 3,099の内1,008	令和7年4月1日 令和17年3月31日	120,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区白水 佐々木 隆仁	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 大中 基史	西区押部谷町押部字西ノ垣内 880 西区押部谷町押部字西ノ垣内 883 西区押部谷町押部字西ノ垣内 885	田 1,583 田 267 田 477	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区幸陽町 泉山 祐士	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 寺口 智子	西区押部谷町高和字溝田 611-1	田 2,918	令和7年4月1日 令和17年3月31日	40,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区桜が丘 恵良 優太郎	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 松井 信博	西区平野町慶明字久保田 338	田 554	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区水谷 稲垣 将幸	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 石井 正人	西区平野町堅田字下川原 1019	田 2,396	令和7年4月1日 令和17年3月31日	23,960円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区桜が丘 恵良 優太郎	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 津村 崇夫	西区平野町黒田字中鍋谷 755-1	畑 1,567の内967	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,000円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
明石市東人丸町 宮内 克浩	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 藤田 素子	西区平野町中津字子ビケ鼻 2460	田 805	令和7年4月1日 令和17年3月31日	8,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区水谷 稲垣 将幸	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 藤本 和俊 神戸市西区神出町 藤本 初美 三木市志染町 金井 成美 姫路市網干区浜田 藤本 能史	西区神出町東字池ノ澤 1979	田 2,259	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 藤本 裕子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 長田 義郎	西区神出町田井字田井裏 1515 西区神出町北字清水谷 1103	田 2,338 田 1,958	令和7年4月1日 令和17年3月31日	11,690円/1筆 9,790円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファームビレッジ内 農事組合法人神出北営農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 中日奈 佐和子	西区神出町紫合字中筋 329-1	田 1,463	令和7年4月1日 令和17年3月31日	50,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町 常石 剛志	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 長尾 克巳	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-89	田 710	令和7年4月1日 令和23年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市東灘区魚崎 大木 孝一	神戸市西区伊川谷町 北井 敏明	西区伊川谷町長坂字森金 193-1	田一部宅地 725の内30	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	農業用施設用地と して利用	
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 中野 俊樹	西区伊川谷町布施畑字上ノ山 344	田 727	令和7年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
西宮市甲陽園目神山町 大谷 志保	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原 702	田 1,725の内863	令和7年4月1日 令和11年3月31日	10,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市垂水区塩屋町 佐田 真智子	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原 702	田 1,725の内862	令和7年4月1日 令和11年3月31日	10,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市中央区北野町 小泉 寛明	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原 703	田 1,952の内976	令和7年4月1日 令和11年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
加古川市志方町 和田 沙央梨	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原 703	田 1,952の内976	令和7年4月1日 令和11年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区平野町 藤原 靖司	西区平野町中津字市ノ坪 2-1 西区平野町中津字室長 21-1 西区平野町中津字北浦 288-2 西区平野町中津字北浦 288-3	田 2,319 田 1,520 田 500 田 579	令和7年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区星和台 近藤 三奈子	神戸市西区伊川谷町 澤田 和暁	西区平野町中津字子ビケ鼻 2459	田 1,149の内589	本公告日 令和10年3月31日	12,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和7年4月1日 神戸市公報第3904号

神戸市東灘区岡本 大河原 篤	明石市和坂 石田 郁子	西区押部谷町押部字西ノ垣内 861	田 999	令和7年4月1日 令和12年3月31日	10,000円／1筆 玄米30kg	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 み、全量を甲の住所 へ持参する。
神戸市垂水区名谷町 喜入 陽明	神戸市西区伊川谷町 長尾 和人	西区押部谷町押部字西ノ垣内 862	田 1,135の内568	令和7年4月1日 令和12年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市垂水区名谷町 喜入 愛美	神戸市西区伊川谷町 長尾 和人	西区押部谷町押部字西ノ垣内 862	田 1,135の内567	令和7年4月1日 令和12年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区糺台 橋本 行史	神戸市西区平野町 安福 光子	西区平野町繁田字才前 75 西区平野町繁田字才前 75-2	田 362 田 231	本公告日 令和11年3月31日	3,663円／1筆 2,337円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市中央区生田町3丁目3-19、4F 株式会社 畑L i f e 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 分玉 かおり	西区神出町北字大北 824-1	田 2,246	本公告日 令和11年3月31日	113,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市中央区生田町3丁目3-19、4F 株式会社 畑L i f e 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 室山 八郎	西区神出町北字大北 836-1 西区神出町北字大北 836-2	田 812 田 910	本公告日 令和11年3月31日	49,512円／1筆 55,488円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市中央区生田町3丁目3-19、4F 株式会社 畑L i f e 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 萩原 秋男	西区神出町宝勢字坊主谷 4871 西区神出町宝勢字坊主谷 4872 西区神出町宝勢字坊主谷 4880 西区神出町宝勢字坊主谷 4881	畑 1,118 畑 1,296 畑 1,204 畑 1,763	本公告日 令和11年3月31日	12,466円／1筆 14,451円／1筆 13,425円／1筆 19,658円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市東灘区本山 北詰 真由美	神戸市西区平野町 中部 之夫	西区平野町黒田字宮ノ後 471-16	田 1,717の内718	本公告日 令和16年3月31日	10,770円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市東灘区本山 北詰 裕司	神戸市西区平野町 中部 之夫	西区平野町黒田字宮ノ後 471-16	田 1,717の内999	本公告日 令和16年3月31日	14,985円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和7年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 5. 86号 塩屋多井畑線（大谷北）

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 5. 86号 塩屋多井畑線（大谷北）

3 事業施行期間

自平成30年10月19日，至令和14年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	神出町東	大將軍	1685番1のうち 別図の斜線部分	271㎡のうち 39㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

雲井通6丁目地区市街地再開発ビル
神戸市中央区雲井通6丁目1番15号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
サンシティビル株式会社	神戸市中央区雲井通5丁目3番1号	代表取締役 永井 康雄
株式会社アボード	兵庫県川西市丸の内町10番2-702号	代表取締役 渋谷 旬
株式会社センター興産	神戸市中央区京町79番地	代表取締役 南 健次郎
有限会社可扇堂	埼玉県新座市新堀1丁目12番10号	代表取締役 溝口 富美子
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	代表取締役 常陰 均
他3名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
サンシティビル株式会社	神戸市中央区雲井通6丁目1番15号	代表取締役 佐々木 浩
株式会社アボード	兵庫県川西市丸の内町10番2-702号	代表取締役 渋谷 旬
株式会社センター興産	神戸市中央区京町79番地	代表取締役 南 健次郎

有限会社可扇堂	東京都東久留米市ひばりが丘団地8-13	代表取締役 溝口 富美子
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	代表取締役 大山 一也
他3名		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 村井 正平
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東4丁目39番8号	代表取締役 舟橋 浩司
セイコーリテールマーケティング株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目8番10号	代表取締役 庄山 昌彦
株式会社マルシェ	東京都江東区大島4丁目6番1号	代表取締役 石井 仁
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	代表取締役 江尻 義久
株式会社ロベリア	東京都江東区越中島2丁目1番38号	代表取締役 柳田 文子
株式会社ICI石井スポーツ	東京都新宿区本塩町7番26号	代表取締役 松山 盟
株式会社ジュンク堂書店	神戸市中央区三宮町1丁目6番18号	代表取締役 工藤 恭孝
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道4丁目9番12号	代表取締役 下條 三千夫
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	代表取締役 太田 和伸
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥
株式会社内田	神戸市中央区若菜通5丁目1番25号	代表取締役 内田 嵩
株式会社プラザクリエイティブイメージング	東京都中央区晴海1丁目8番10号	代表取締役 大島 康広
株式会社コスモネット	京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	代表取締役 三上 明

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 西峠 泰男

株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	代表取締役 江尻 英介
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜 2-4-20	代表取締役 吉田 孝江
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都中央区日本橋 2丁目3番10号	代表取締役 中川 清貴
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道 4丁目9番12号	代表取締役 下條 三千夫
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿 2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥
株式会社コスモネット	京都市中京区烏丸通四条上る笋町 689番地	代表取締役 三上 明
有限会社リフォームプロ	神戸市北区緑町 3丁目2-43	代表取締役 鈴木 真由美
ローカスト株式会社	大阪府中央区平野町 3-3-10 浅野ビル 3F	代表取締役 山本 修司
株式会社アダストリア	東京都千代田区丸の内 1丁目9番2	代表取締役 木村 治
株式会社M-Factory グループ	埼玉県さいたま市浦安木崎 4-6-9 サンパーク木崎 305	代表取締役 永野 健太郎
株式会社大阪メトロサービス	大阪府北区豊崎 6丁目5番8号	代表取締役 山口 博章
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町 6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社イオンボディ	埼玉県越谷市レイクタウン 3-1-1	代表取締役 藤田 紀久子
合同会社ソメイユ	東京都世田谷区太子堂 2-7-2	代表取締役 篠宮 恵美
株式会社 ADESSO	神戸市中央区江戸町 85-1	代表取締役 尾崎 道孝
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1丁目23番5号	代表取締役 木下 尚久
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社クォーターバックカンパニー	大阪府中央区内本町 1-2-12	代表取締役 和田 聖子
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
株式会社 Root-Kobe	神戸市東灘区御影山手 3-13-7-103	代表取締役 井原 亨
株式会社ハピネットベンディングサービス	東京都台東区駒形 2丁目4番5号駒形 CA ビル	代表取締役 石田 政昭
株式会社トリアイナ	東京都江東区青海 2-7-4	代表取締役 中山 晴稔

3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については、令和4年2月15日 住所変更等のため。

2(2)については、令和5年10月27日 入店等のため。

4 届出年月日

令和6年10月3日

5 縦覧期間

令和7年4月1日から令和7年8月1日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸御幸ビル商業施設

神戸市中央区明石町44番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社御幸ビルディング	名古屋市中区錦3丁目20番27号	代表取締役 三明 秀二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社御幸ビルディング	名古屋市中区錦3丁目20番27号	代表取締役 目時 義通

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 澤田 太郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 宗森 耕二

- 3 変更の年月日
2 (1)については、令和6年9月20日。
2 (2)については、令和6年3月1日。
- 4 変更する理由
2 (1)については、代表者変更のため。
2 (2)については、代表者変更のため。
- 5 届出年月日
令和6年11月8日
- 6 縦覧期間
令和7年4月1日から令和7年8月1日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ長田店

神戸市長田区北町1丁目4番1他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋3丁目6番2号	代表取締役 岩崎 高治
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	代表取締役 杉浦 広一
株式会社ネクサスソフトバンク	大阪市中央区農人橋1丁目1番22号	代表取締役 白木 政宏

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	代表取締役 杉浦 克典
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥

3 変更の年月日及び変更する理由

2(1)については令和5年5月27日、本店所在地移転のため。

2(2)については、株式会社ライフコーポレーションは令和5年5月27日、本店所在地移転のため、株式会社スギ薬局は令和5年5月29日、代表者変更のため、株式会社ネクサスソフトバンクは平成21年9月20日、退店のため、株式会社キャンドウは令和4年2月14日、入店のため。

4 届出年月日

令和6年9月27日

5 縦覧期間

令和7年4月1日から令和7年8月1日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

平成13年6月18日付けで締結した大石南町まちづくり協定を令和7年3月31日付けで変更締結したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
阪急阪神不動産株式会社 住宅事業本部長 古谷 慎一
兵庫県神戸市栄町通4丁目2番13号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社OKI設計 中村 昌智
兵庫県神戸市中央区磯辺通4丁目1番38号
078-940-2946
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市長田区神楽町3丁目101番7、101番19
 - (2) 敷地面積 約 775平方メートル
 - (3) 建築面積 約 317平方メートル
 - (4) 延べ面積 約1,702平方メートル
 - (5) 高さ 約 21.2メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上7階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和7年4月1日から令和7年4月14日まで

神戸市水道告示第1号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42430	株式会社 マツケン	大阪府池田市神田 三丁目20番21号	安積 英樹	令和7年3月31日
42431	シンワクライム 株式会社	西宮市若草町二丁目 5番12号	鈴木 哲也	令和7年3月31日
42432	株式会社 ダスキン	大阪府吹田市豊津町 1番33号	大久保 裕行	令和7年3月31日
42433	いまだ	尼崎市東桜木町 93番地の1	今田 知生	令和7年3月31日
42434	O.N.I. サービス	加古川市東神吉町 出河原468-1	西田 和宏	令和7年3月31日

神戸市交通告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、同規定に基づき告示する。

令和7年3月24日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

受託者及び指定日	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真 令和7年4月1日	定期券発売所運營業務	令和7年4月1日から 令和10年1月15日まで
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦 令和7年4月1日	定期券発売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫 令和7年4月1日	共用乗車券発売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦 令和7年4月1日	カード発売業務 定期券発売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市福島区鷺洲1丁目1番31号 株式会社阪神コンテンツリンク 執行役員 野田 英明 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市西区西本町3丁目1番14号松屋レジ デンス1階 有限会社レールクラフト 代表取締役 松谷 直樹 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号 総合製作サークル幻視工房 代表 中野 雄基 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市西区小山2丁目1番8号 株式会社神戸コスモス 代表取締役社長 堀口 寛之 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
東京都大田区平和島 5丁目4番1号 株式会社はとバスエージェンシー 代表取締役 野嶋 俊成 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

東大阪市菱江2丁目4番10号 Sanyo トラフィコ株式会社 代表取締役 森園 昌弘 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番3号 阪急三番街 株式会社 紀伊國屋書店 梅田本店 店長 長谷川 紀雄 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市西淀川区柏里2丁目3番9号 松本商事株式会社 代表取締役 松本 信弘 令和7年4月1日	企画商品販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番35号 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役社長 山中 直義 令和7年4月1日	企画乗車券販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
東京都渋谷区代官山町20番23号Forestgate Daikanyama MAIN 棟3F RYDE株式会社 代表取締役 杉崎 正哉 令和7年4月1日	企画乗車券販売業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソンエンタテインメント 代表取締役社長 野口 透 令和7年4月1日	会費徴収業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市北区中崎西2丁目4番12号 阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社 代表取締役 上田 均 令和7年4月1日	広告取扱業務及び業務広告掲出撤去業務	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市北区梅田3丁目3番10号 双日ライフワン株式会社 代表取締役 梅田 毅 令和6年4月1日	Uライン三宮ビル総合管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市中央区港島中町6丁目9番1 株式会社こうべ未来都市機構 代表取締役社長 山平 晃嗣 令和7年4月1日	パーティ総合管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

神戸市交通告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定について、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月24日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

指定納付受託者	委託業務	指定日	委託期間
東京都港区南青山5丁目1-22 青山ライズスクエア株式会社 ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等による乗車料金		
大阪市中央区今橋四丁目5番15号 三井住友カード株式会社 代表取締役社長 大西 幸彦	市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等による乗車料金	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市交通告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務 中央南営業所管理委託業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 山陽バス株式会社 代表取締役社長 長谷川 真一	清水が丘営業所管理委託業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 三田 和司	松原営業所管理委託業務 魚崎営業所管理委託業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年4月1日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村上雅彦

神戸市選告示第1号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和50年10月選告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 1 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(投票用封筒及び仮投票用封筒の印)</p> <p>第4条 令第53条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）第1項及び<u>令第59条の4（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）第4項の規定による投票用封筒に押すべき印並びに法第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）第4項、第5項及び令第41条（代理投票の仮投票）第4項の規定による仮投票用封筒に押すべき印は、</u>市委員会の印とし、刷込式とする。</p>	<p>(投票用封筒及び仮投票用封筒の印)</p> <p>第4条 令第53条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）第1項<u>並びに</u>令第59条の4（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）<u>第3項</u>の規定による投票用封筒に押すべき印は、市委員会の印とし、刷込式とする。</p> <p><u>2 法第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）第4項及び第5項並びに令第41条（代理投票の仮投票）第4項の規定による仮投票用封筒に押すべき印は、区委員会の印とする。</u></p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第6号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

(労務職員採用の選考に関する規則)

第1条 労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満 (ただし、高速鉄道車掌及び 駅掌については27歳未満)の 者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記考 査又は実地考査に合格する こと。	2	調理員 防疫手 営繕工 <u>造園手</u> 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 <u>予防衛生業務員</u> 病院 業務員 土木工手 動物 飼育手 建設技術手 <u>甲</u> <u>板員</u> <u>機関員</u> 高速鉄道 車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 <u>介</u> <u>護業務員</u> 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満 (ただし、高速鉄道車掌及び 駅掌については23歳未満)の 者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記考 査又は実地考査に合格する こと。
3	助手（電工 防疫手 営繕工 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 施設管理員 管理員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の 者であること。 (2) 電工助手については、採 用後の修習訓練により適当 な期間内に職に必要な技能 等を取得するに至る見込み が確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考 査又は実地考査に合格する こと。	3	助手（電工 防疫手 営繕工 <u>造園手</u> 機械操作手 衛生業務手 <u>予防衛</u> <u>生業務員</u> 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 <u>甲板員</u> <u>機</u> <u>関員</u> 施設管理員 管理 員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の 者であること。 (2) 電工助手については、採 用後の修習訓練により適当 な期間内に職に必要な技能 等を取得するに至る見込み が確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考 査又は実地考査に合格する こと。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第10号

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の定年等に関する条例施行規則)

第1条 神戸市職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年3月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表1		別表1	
福祉局	局長、副局長、部長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課	福祉局	局長、副局長、部長、 <u>和光園</u> 長、 <u>監査指導部長</u> 、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、

	課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長
[略]	[略]

[略]

別表 4

交通局	自動車部部長、高速鉄道部部長、市バス運輸サービス課長、市バス運輸サービス課課長、石屋川営業所長、中央営業所長、地下鉄運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課課長、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長
-----	--

	介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長
[略]	[略]

[略]

別表 4

交通局	自動車部部長、高速鉄道部部長、市バス運輸サービス課長、市バス運輸サービス課課長、石屋川営業所長、中央営業所長、 <u>中央営業所課長</u> 、地下鉄運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課課長、運輸課長、運輸課課長、地下鉄職員研修所長
-----	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

保健所訓令甲第1号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

保健所長 楠 信 也

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

保健所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月保健所訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健所保健課課長（予防衛生担当） 専決事項</p> <p><u>(1)</u> 神戸市長の権限に属する事務</p>	<p>（課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健所保健課課長（予防衛生担当） 専決事項</p> <p><u>(1)</u> <u>規則第7条第23号に規定する結核指定医療機関の指定に関すること。</u></p> <p><u>(2)</u> 神戸市長の権限に属する事務</p>

の委任に関する規則（平成31年4月1日。以下「規則」という。）第35条第7号に規定する不正利得の徴取、第9号に規定する診療報酬の支出、第10号に規定する療養費の支給、第11号に規定する障害補償費の支給、第13号に規定する遺族補償費の支給、第14号に規定する遺族補償一時金の支給、第15号に規定する児童補償手当の支給、第16号に規定する療養手当の支給、第17号に規定する葬祭料の支給及び第21号に規定する事務手数料の支出に関すること。

保健所保健課課長（感染症担当）専決事項

- (1) 規則第7条第27号に規定する結核指定医療機関の指定に関すること。
- (2) 規則第7条第1号及び第2号に規定する届出の受付、規則第11号に規定する健康診断（結核に限る。）、第12号に規定する就業制限（結核に限る。）、第13号に規定する法第19条及び第20条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院（結核に限る。）、第14号に規定する移

の委任に関する規則（平成31年4月1日。以下「規則」という。）第35条第7号に規定する不正利得の徴取、第9号に規定する診療報酬の支出、第10号に規定する療養費の支給、第11号に規定する障害補償費の支給、第13号に規定する遺族補償費の支給、第14号に規定する遺族補償一時金の支給、第15号に規定する児童補償手当の支給、第16号に規定する療養手当の支給、第17号に規定する葬祭料の支給並びに第21号に規定する事務手数料の支出に関すること。

送（結核に限る。）、第15号に規定する退院（結核に限る。）、第16号に規定する苦情の申出（結核に限る。）、第21号に規定する物件に係る措置（結核に限る。）、第29号に規定する届出の受理、第51号に規定する結核患者の届出の通知に関すること。

(3) 次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この号において「法」という。） 関係

ア 法第12条に規定する医師による届出の受付に関すること。

イ 法第13条に規定する獣医師による届出の受付に関すること。

ウ 法第53条の7に規定する通報又は報告に関すること。

エ 法第53条の11に規定する結核患者の入院及び退院の届出の受付 に関すること。

オ 法第53条の12に規定する結核登録票への結核患者及び結核回復者に関すること。

カ 法第53条の13に規定する精密検査の実施に関すること。

キ 法第53条の14に規定する家

庭訪問指導の実施に関するこ
と。

ク 法施行規則第20条の3第5
項及び第6項に規定する届出
等の受付に関すること。

[略]

医務薬務課長専決事項

- (1) 規則第2条第3号に規定する
指導及び助言、第5号に規定する
報告の請求、立入検査及び質問並
びに第6号に規定する立入検査
及び収去に関すること。

[略]

- (11) 医療法施行規則第13条第1
項に規定する病院報告の受付及
び第13条第2項に規定する報告
書の送付に関すること。

[略]

衛生監視事務所長共通専決事項

- (1) 規則第4条第1号に規定する
登録、鑑札の交付、届出、通知及
び原簿の送付、第2号に規定する
注射済票の交付、第3号に規定す
る公示、第4号に規定する許可、
第5号に規定する抑留並びに第
6号に規定する報告の受付に関
すること。

[略]

医務薬務課長専決事項

- (1) 規則第2条第3号に規定する
指導及び助言、第5号に規定する
報告の請求、立入検査及び質問並
びに第7号に規定する立入検査
及び収去に関すること。

[略]

- (11) 医療法施行規則第13条第2
項に規定する病院報告の受付及
び第13条第3項に規定する報告
書の送付に関すること。

[略]

衛生監視事務所長共通専決事項

- (1) 規則第4条第1号に規定する
登録、鑑札の交付、届出、通知及
び原簿の送付、第2号に規定する
注射済票の交付、第3号に規定す
る公示、第4号に規定する許可、
第5号に規定する抑留並びに第
6号に規定する報告及び届出の
受付に関すること。

[略]

[略]
保健センター長及び保健センター課長（北須磨支所保健担当）共通専決事項

[略]

(4) 規則第7条第11号に規定する健康診断（三類感染症に限る。）、第12号に規定する就業制限（三類感染症に限る。）、第21号に規定する物件に係る措置（三類感染症及び四類感染症に限る。）に関すること。

[略]

健康科学研究所長専決事項

(1) 規則第44条に規定する健康科学研究所の所務の掌理、所属職員の指揮監督に関すること。

(2) 規則第44条に規定する健康科学研究所の職員の配置及び担当事務に関すること（所長、部長、副部長、係長の設置を除く。）。

[略]

保健センター長及び保健センター課長（北須磨支所保健担当）共通専決事項

[略]

(4) 規則第7条第2号に規定する届出の受付、第8号に規定する健康診断（結核及び三類感染症に限る。）、第9号に規定する就業制限（結核及び三類感染症に限る。）、第10号に規定する法第19条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院（結核に限る。）、第11号に規定する移送（結核に限る。）、第12号に規定する退院（結核に限る。）、第13号に規定する苦情の申出（結核に限る。）、第16号に規定する物件に係る措置（結核、

三類感染症及び四類感染症に限る。) 第25号に規定する届出の受理、第35号に規定する指定感染症に係る第2号の権限、第40号に規定する結核患者の届出の通知に関すること。

(5) 次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この号において「法」という。）関係

ア 法第12条に規定する医師による届け出の受付に関すること。

イ 法第13条に規定する獣医師による届出の受付に関すること。

ウ 法第53条の7に規定する通報又は報告に関すること。

エ 法第53条の11に規定する結核患者の入院及び退院の届出の受付 に関すること。

オ 法第53条の12に規定する結核登録票への結核患者及び結核回復者に関すること。

カ 法第53条の13に規定する精密検査の実施に関すること。

キ 法第53条の14に規定する家庭訪問指導の実施に関するこ

[略]	<p>と。</p> <p><u>ク 法施行規則第20条の3第5</u> <u>項及び第6項に規定する届出</u> <u>等の受付に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
-----	--

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。